



## 「福祉用具専門相談員の質の向上」を論点とする次期制度改正の 動向について説明 ～パラマウントケアサービスセミナー～

去る11月5日、「パラマウントケアサービスセミナー」で、本会の岩元文雄理事長が「福祉用具サービス計画の趣旨と研修ポイント制度について」講演をおこなった。2年前に福祉用具サービス計画の作成が指定基準に位置づけられ、今年4月には「同計画作成ガイドライン」が公表されるなど、福祉用具貸与事業所の業務にも影響がある。そのなかで、制度の動き等について理解を深め、適正な対応ができる事業者の育成を図ることを目的に、レンタル卸のパラマウントケアサービス株式会社が企画したものだ。



参加者が特に興味を示していたのは、やはり次期(平成27年度)制度見直しに関する話題。制度ビジネスにたずさわる以上、必ずついて回るものであり、各事業者が各々の責任において情報収集しなければならないところだ。

前回(平成24年度)の改正では、福祉用具サービスについて、アセスメント・マネジメントの重要性の観点から、個別に援助計画(福祉用具サービス計画)を立てるよう示されたことが記憶に新しいが、今回の福祉用具サービスにおける論点は、主に「福祉用具専門相談員の専門性の向上」にあるといえるだろう。具体的には、「福祉用具貸与に関する必要な知識の修得及び能力の向上に努めなければならない」こと等が示されている。

岩元理事長は、軽度者への特殊寝台や車いすの貸与が原則できなくなった平成18年度の制度改正の例をあげ、「あのときは、福祉用具専門相談員の質に疑問の声があり、給付の抑制などもありました。今回は福祉用具専門相談員の“専門性の向上”に焦点があたっています。風向きは明らかに変わり、今、福祉用具専門相談員には、“追い風”が吹いています」と話した。

理事長は、ガイドラインや福祉用具専門相談員指定講習制度の改正、研修ポイント制度の仕組み等について説明し、講演を締めくくった。なお、本研修は、11月11日に大阪、11月13日に福岡でも開催され、岩元理事長が同様に講演をおこなった。

● ● ● 貴重な機会をいただきましたパラマウントケアサービス株式会社に厚く御礼申し上げます。 ● ● ●  
ありがとうございました！

### ◆ ◆ 事務局員の「こんなの見つけました」 ◆ ◆

福祉用具サービス計画書を運用する際に役立ちそうなものを見つけました(理事長の講演のあとに紹介されました)。その名も「スマートシェイク」。聞くとところによると、“福祉用具専門相談員の事務作業の効率化を追求したシステム”だそうです。

スケジュール管理やご利用者の情報管理はもちろんのこと、事務局員が目にしたのは、持ち運び可能な小型プリンター(A4用紙対応)で、いつでもどこでも出力できるというところ。つまり、ご利用者宅で入力した福祉用具サービス計画書等を、その場で印刷してご利用者にお渡しできるというのです。しかも、iPad上で署名をもらい、それを反映した形で印刷ができるとか。「何度もご利用者宅に行くのは大変」という声に応えられるものになるのではないかと期待しています。

今回は説明を聞けばかりで実際に使ってみただけではありませんが、現場で活躍されるみなさんの助けになる情報が提供できればと思い、ピックアップしてみました。初期費用、ランニング費用等、肝心な情報についてはリサーチ不足ですが(ごめんなさい)、ご興味のある方は、ぜひパラマウントケアサービスにお話を聞いてみてはいかがでしょうか。